

答 申

1 審査会の結論

諮問第 1 1 8 号案件「新型コロナウイルス感染症に関する文書」について、一部開示決定とした文書のうち、別表に指定する部分は開示すべきである。

2 審査請求の内容

( 1 ) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和 2 年 9 月 2 8 日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例(平成 1 3 年 3 月世田谷区条例第 6 号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った「新型コロナウイルス感染症に関する文書」の行政情報開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和 2 年 6 月 2 6 日付けで行った一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)のうち、非開示部分の開示等を求めるというものである。

( 2 ) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書及び提出文書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおり要約される。

「保健所内電話対応件数に係る文書」について、当該情報の根拠になった情報がなく、正当性、信頼性が確保されていないため、原始情報、一次情報を提示すること。また、オリジナルは電子情報であるから、そのファイルの写しを提出することが必要である。そのファイルの作成においては、作成者、承認者、作成履歴、対応内容等があるはずであるから、その記録の写しを提出すること。

「新型 C o V 帰国者・接触者電話相談センター聞取り票(令和 2 年 4 月 6 日から同年 5 月 2 9 日まで受付分)」について、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号の規定により非開示と判断されているが、当該情報が開示されれば、調査研究に役立つことは広く知られ、区民、国民だけでなく世界の人々にとって有用なので、条例第 7 条第 2 号口の規定に反し、条例第 7 条第 6 号に該当しない。

また、条例第 8 条の規定に基づき、個人名等の個人情報を除いた上で一部開示すべきである。

「新型コロナウイルス感染症 総括表(1～5月分)(2020/5/12 15 時現在)のうち、「1 新型コロナウイルス感染症検査件数」及び「2 検査済の内訳」の部分」について、その事実を示すため、元の情報、一次情報を開示すること。一次情報は本来、その作成部門が保有し、仮に国に提供したとしても、世田谷区公文書管理条例(令和 2 年 3 月世田谷区条例第 4 号)第 1 条及び第 4 条に基づき、その写しを保有する責任がある。

「令和2年4月27日付起案2世保企第239号」行政情報開示請求に対する開示決定等の期間延長について(第17号)、「電子決裁」及び「令和2年5月14日付起案2世保企第240号」行政情報開示請求に対する決定について(第17号)、「電子決裁」について、条例第7条第2号の規定により部分開示であるので、世田谷区職員の業務が明らかにならず、条例第7条第2号口及び八に反し、公務が適正に処理されたことを示すため開示すること。

「行政情報開示請求受付第64号に関わり、担当、判断、承認等を行った区長を含む公職者氏名と役割の記録」及び「行政情報開示請求受付第64号に関わった担当者、管理、承認、棄却、却下等及びそれらの日時を示す記録」について、開示されないことにより、適正性、透明性が阻害され、プロセスの検証ができないので、世田谷区公文書管理条例第1条及び第4条に反する。非作成ならば、後日作成して開示するか、その合理的な理由を示すこと。

また、本件請求から本件処分までの間になされた調査、検証、決定の内容を明らかにすることが、行政の透明性、公開性にとって重要である。

「区内陽性者週別動向(令和2年5月29日付)」、「区内陽性者累計情報(令和2年5月29日付)」、「基礎資料(2020年5月29日付)」及び「地域外来・検査センター実施状況調査票一式(令和2年5月分)」について、条例第7条第5号及び第6号の規定により非開示になっている部分が多いだけでなく、その根拠となる基礎情報、一次情報が示されず、事実関係が不明となり、不当に区民に不安を抱かせるので、条例第7条第5号に該当しない。

また、隠蔽することにより、適正、公正な調査研究を阻害し、健全な社会活動や生活が実現できなくなるので、条例第7条第6号に該当することはなく、加えて、担当職員らの公正、不公正な業務を明らかにする証拠であるので、開示すること。

さらに、世田谷区のコロナの発症状況は悪化しており、この理由の一つとして、区が事実を隠蔽し、コロナ発生の原因、経緯を科学的に分析し、科学的な対策を示していない事実があるため、これらの情報を開示することが科学的、合理的な対応であることは明らかである。

「新型コロナウイルス感染症連絡票(令和2年2月7日から同年5月29日まで作成分)」及び「新型コロナウイルス感染症疫学調査票(令和2年2月7日から同年5月29日まで作成分)」について、条例第7条第2号及び第6号の規定により非開示となっているが、生命、健康、生活に関する情報かつ世田谷区職員等の公務に関する情報であり、条例第7条第2号口及び八に該当する。また、事業の適正な進行を妨げるよりも促進することは明らかであり、条例第7条第2号及び第6号には該当しない。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした部分(以下「本件非開示部分」という。)につき、一部が文書不存在であり、残りの部分が条例第7条第2号(個人に関する情報)、同条第5号(審議、検討又は協議に関する情報)又は同条第6号(行政運営情報)に該当するとし

て本件処分を行った。

実施機関が本件処分について、弁明書、意見書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおり要約される。

(1) 審査請求書中「2.1 保健所内電話対応件数に係る文書」について

請求人は、「原始情報、一次情報」を提示することと主張するが、これは、本件処分で実施機関が対象にした、審査請求書中「2.2 電話相談センター聞き取り票」のことである。よって、請求人が主張する「原始情報、一次情報」は本件処分を対象にしたうえで非開示としているものであり、その非開示理由は以下(2)のとおりである。

(2) 審査請求書中「2.2 電話相談センター聞き取り票」について

「新型C o V帰国者・接触者電話相談センター聞き取り票(令和2年4月6日から同年5月29日まで受付分)(この項において「当該文書」という。)」を開示しない理由は、令和2年6月26日付け第64号「行政情報一部開示決定通知書」別紙(以下「決定通知書別紙」という。)の2(1)に記載したとおりである。

当該文書は、新型コロナウイルスに感染したおそれのある、又は感染した特定の個人やその関係者からの電話相談に基づき、実施機関が作成した当該個人の体調に関する相談記録・調査記録である。当該文書には、電話相談を行った当該個人の氏名、住所のほか、実施機関が聴き取った家族構成、職業や行動歴、接触者等の当該個人に関する詳細かつ機微な情報が隅々まで記載されているものである。これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの若しくは識別し得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当するため開示することはできない。

また、相談者は相談の内容が公にされないことを前提に相談を持ち掛けているので、当該文書を公にすることにより、実施機関と特定の個人との信頼関係を損ない、今後同種の事案が発生した場合に相談の差し控えや調査拒否により必要な情報を収集することができなくなる等、実施機関の感染症予防事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる。

したがって、条例第7条第6号(行政運営情報)に該当するため開示することはできない。

請求人は、「本情報が開示されれば、調査研究に役立つことは広く知られ、区民、国民だけでなく世界の人々にとって有用」である旨主張する。一般に、研究のために専門の調査研究機関に行政情報を提供する場合には、個人を特定することができる部分を除く等の加工を施したり、あるいは、専門の調査研究機関に対して情報提供することにつき、世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号)第16条に基づき当該個人から同意を得られた範囲でのみ提供したり、提供する情報の内容に特段の配慮を施したうえで、調査研究結果の公表方法などについても取り決めておくべきものである。これらの情報提供は、区が保有する情報を加工する又

は新たに情報を作成する行為であることから、開示請求の制度の趣旨とは異なるものであって、条例の運用により実現することができることではない。

また、当該文書に係る情報が開示された場合、調査研究に資する可能性があることは否定できないが、開示すること自体をもって「人の生命、健康、生活又は財産を保護する」ことにはならない。つまり、当該文書に係る情報は、条例第7条第2項但書口にいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護する」ことに直結するものではなく、相談者のプライバシーを犠牲にしてまで当該情報を公にすべき理由は存しない。

(3) 審査請求書中「2.3 新型コロナウイルス感染症総括表関連情報」について

「新型コロナウイルス感染症総括表関連情報」の「元の情報、一次情報」の開示を求めているが、これは国が保有している行政情報であって、処分庁が保有しているものではないことから本件処分を行ったものであり、請求人の主張に理由はない。

なお、条例に基づき開示を請求することができる行政情報は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録・・・であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」である（条例第5条・第2条第2項）。

(4) 審査請求書中「2.4 情報開示請求の延長決定、請求決定のプロセス情報」について

「令和2年4月27日付起案2世保企第239号「行政情報開示請求に対する開示決定等の期間延長について(第17号)」(電子決裁)」及び「令和2年5月14日付起案2世保企第240号「行政情報開示請求に対する決定について(第17号)」(電子決裁)」のうち、開示しない部分及び理由は、決定通知書別紙の2(2)に記載したとおりである。

請求人は、一部開示では「世田谷区職員の業務が明らかにならず、条例7条2号口、八に反し、公務が適正に処理されたことを示すために開示すること」と主張するが、実施機関が非開示とした個人に関する情報は、「個人の氏名、住所、電話番号、携帯電話番号及びメールアドレス」であり、これらの情報が条例第7条第2号但書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないことは明らかである。

また、同項但書八は「当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該行政情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、開示しない個人に関する情報から除外することを定めているところ、これは個人に関する情報の主体が公務員である場合の取扱いについて定めたものである。上記「個人の氏名、住所、電話番号、携帯電話番号及びメールアドレス」の情報主体は、公務員たる区職員ではなく一般区民であるので、これらの情報が同項但書八の適用により開示されることはあり得ない。

(5) 審査請求書中「2.5 非作成といわれる情報」について

条例に基づき開示を請求することができる行政情報については、(3) に述べたとおりである。

そもそも、条例に基づく開示請求の対象となり得る文書は、開示請求日時点で存在していることが前提である。請求人が求める当該情報については、本件請求を受け付けた時点では存在しないため、実施機関は本件処分を行ったものであり、請求人の主張に理由はない。

(6) 審査請求書中「2.6 区内陽性者情報(5月29日付)」について

「区内陽性者週別動向(令和2年5月29日付)」、「区内陽性者累計情報(令和2年5月29日付)」、「基礎資料(2020年5月29日付)」及び「地域外来・検査センター実施状況調査票一式(令和2年5月分)」(この項においてこれらを「当該文書」という。)のうち開示しない部分及び理由は、決定通知書別紙の2(4)から(7)までに記載したとおりである。

当該開示しない部分は、実施機関において新型コロナウイルス感染症対策の検討を行うために調査を行ったもののうち、区内の新型コロナウイルス感染症の陽性者を地域別に集計したものである。これらの情報を公にした場合、より陽性者数の多い地域の区民に対する不当な差別や偏見が助長され、区民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

したがって、当該開示しない部分は、実施機関内部で行った公にしていない調査及び検討に関する情報であって、公にすることにより、不当な差別や偏見等区民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、条例第7条第5号(審議、検討又は協議に関する情報)に該当する。

また、これらの情報を公にした場合、不当な差別や偏見を恐れた区民が、今後同種の事案が発生した場合に相談の差し控えや調査拒否により必要な情報を収集することができなくなり、適切な調査及び検討が行えなくなる等、実施機関の感染症予防事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、当該開示しない部分は実施機関の感染症予防事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号(行政運営情報)に該当する。

よって、当該開示しない部分は、条例第7条第5号(審議、検討又は協議に関する情報)に該当するとともに、条例第7条第6号(行政運営情報)に該当するものであるから、開示することはできない。

なお、実施機関では感染拡大状況や国や東京都の対応方針に合わせて、入院、宿泊療養、死亡等感染者の状態、男女別、年代別と公表項目を拡大していることに加え、感染源の状況を踏まえた感染拡大防止への協力に関する区民周知も複数回実施していることから、不当に区民に不安を抱かせるような対応及び情報の隠蔽は行っておらず、請求人の指摘は当を得ない。

また、当該文書に係る情報は、区内の感染状況を周知するためのものであり、一部開示とすることにより調査研究を阻害すること、又は担当職員の公正・不公正な

業務を明らかにする情報にはなり得ないので、この点においても請求人の指摘は当を得ない。

(7) 審査請求書中「2.7 新型コロナウイルス感染症連絡票、疫学調査票」について

「新型コロナウイルス感染症連絡票(令和2年2月7日から同年5月29日まで作成分)」及び「新型コロナウイルス感染症疫学調査票(令和2年2月7日から同年5月29日まで作成分)」(本項においてこれらを「当該文書」という。)を開示しない理由は、決定通知書別紙の2(1)に記載したとおりである。

当該文書を開示しない理由に係る弁明は、(2)と同様である。

請求人は、当該文書に係る情報は「生命、健康、生活に関する情報であり、世田谷区職員等の公務に関する情報であり、条例7条2号ロ、ハに当たる旨主張する。この主張に対する弁明は、上記(2)及び(4)と同様である。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求対象文書は、「新型コロナウイルス感染症に関する文書」である。その内訳は、本件処分通知に記載されているものとして、以下の18点が挙げられる。その内訳は、以下のとおりである。「保健所内電話対応件数に係る文書」、「新型コロナウイルス帰国者・接触者電話相談センター聞取り票(令和2年4月6日から同年5月29日まで受付分)」、「新型コロナウイルス感染症 総括表(1~5月分)(2020/5/12 15時現在)のうち、「1 新型コロナウイルス感染症検査件数」及び「2 検査済の内訳」の部分」、「令和2年4月27日付起案2世保企第239号「行政情報開示請求に対する開示決定等の期間延長について(第17号)」(電子決裁)」、「令和2年5月14日付起案2世保企第240号「行政情報開示請求に対する決定について(第17号)」(電子決裁)」、「行政情報開示請求受付第64号に関わり、担当、判断、承認等を行った区長を含む公職者氏名と役割の記録」、「行政情報開示請求受付第64号に関わった担当者、管理、承認、棄却、却下等及びそれらの日時を示す記録」、「区内陽性者週別動向(令和2年5月29日付)」、「区内陽性者累計情報(令和2年5月29日付)」、「基礎資料(2020年5月29日付)」、「地域外来・検査センター実施状況調査票一式(令和2年5月分)」、「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年3月5日条例第19号)」、「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成22年3月31日規則第32号)一式」、「令和2年度管理職一覧(令和2年5月1日現在)」、「令和2年5月14日付起案2世保感第229号「行政情報開示請求に対する決定について(第17号)」、「新型コロナウイルス感染症連絡票(令和2年2月7日から同年5月29日まで作成分)」、「新型コロナウイルス感染症疫学調査票(令和2年2月7日から同年5月29日まで作成分)」及び「世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月31

日訓令甲第4号)一式のうち、「第4条(決定対象事案)」及び「別表(第4条関係)」の「1 各部共通事案」の「7 情報公開に関すること。」の部分」。

また、本件審査請求が受理された後、実施機関において本件請求対象文書を改めて精査したところ、本件請求対象文書とすべきであったにも関わらず、本件処分時にその対象としていなかった文書(以下「追加文書」という。)があることが確認され、当審査会に提出された。

よって、本件請求対象文書は、上記の18点に「追加文書」を加えた19点と認められる。

なお、審査請求書等によれば、請求人は、上記対象文書のうち、～、及びを審査請求の対象とし、非開示部分等の開示を求めている。このうち、及びについては本件処分で全部を開示しているため非開示部分はないものの、請求人は、当該文書の根拠となる情報が不足している旨主張している。

したがって、本件審査請求対象文書は、～、及びの13点と認められる。

次に、実施機関は本件処分において、本件非開示部分を非開示とした理由につき、条例第7条第2号(個人に関する情報)、同条第5号(審議、検討又は協議に関する情報)、同条第6号(行政運営情報)又は文書不存在に該当する旨主張している。よって、当審査会は、本件非開示部分が条例第7条第2号(個人に関する情報)、同条第5号(審議、検討又は協議に関する情報)、同条第6号(行政運営情報)又は文書不存在に該当するか否か判断する。また、請求人は、上記対象文書のうち、及びについて、当該文書の根拠となる情報が不足している旨主張していることから、この点についても判断する。

なお、については、本件処分時には実施機関において本件請求対象文書としていなかったことから、本件審査請求対象文書とは認められないものの、実施機関は当該文書のすべてが条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当する非開示情報である旨主張している。

よって、当審査会では、上記13点の本件審査請求対象文書に加えて、本来、本件請求対象文書であったについても条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当するか否か判断する。

## (2)本件審査請求対象文書、及びの条例第7条第2号及び第6号の該当性について

当審査会において、「新型C o V帰国者・接触者電話相談センター聞取り票(令和2年4月6日から同年5月29日まで受付分)」「新型コロナウイルス感染症連絡票(令和2年2月7日から同年5月29日まで作成分)」及び「新型コロナウイルス感染症疫学調査票(令和2年2月7日から同年5月29日まで作成分)」を見分したところ、当該文書は、新型コロナウイルスに感染したおそれのある、又は感染した特定の個人やその関係者からの相談に基づき、実施機関が詳細に作成した当該個人の体調等に関する記録であった。そして、当該文書には、相談した個人の氏

名、住所のほか、実施機関が聴き取った家族構成、職業や行動歴、接触者等の当該個人に関する詳細かつ機微な情報が隅々まで記載されていた。

請求人は、条例第8条に基づき、個人名等の個人情報を除いたうえで一部開示すべき旨主張している。しかしながら、これらの情報は新型コロナウイルス感染症に関する個人の機微な情報であることから、当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの若しくは識別し得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当する。よって、実施機関が主張するとおり、個人識別性の高い個人の氏名等の個人情報を除いたとしても開示することは認められない。

また、相談者は、相談の内容が当然ながら公にされないことを前提として実施機関に相談をしているため、当該文書を公にすることにより、実施機関と特定の個人との信頼関係を損ない、今後同種の事案が発生した場合に相談の差し控えや調査拒否により必要な情報を収集することができなくなる等、実施機関の感染症予防事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じると認められる。よって、条例第7条第6号(行政運営情報)(後述(4)参照)に該当するため開示することは認められない。

(3) 本件審査請求対象文書 及び 並びに本件請求対象文書 の条例第7条第2号の該当性について

請求人は、「令和2年4月27日付起案2世保企第239号「行政情報開示請求に対する開示決定等の期間延長について(第17号)(電子決裁)」について、条例第7条第2号の規定により部分開示であるので、世田谷区職員の業務が明らかにならず、条例第7条第2号ロ及びハに反し、公務が適正に処理されたことを示すため開示することを求めている。

また、請求人は、「令和2年5月14日付起案2世保企第240号「行政情報開示請求に対する決定について(第17号)(電子決裁)」について、開示されないことにより、適正性、透明性が阻害され、プロセスの検証ができないので、世田谷区公文書管理条例第1条及び第4条に反すると主張している。

当審査会で見分したところ、実施機関が本件処分で本件審査請求対象文書 及び を非開示とした個人に関する情報は、「個人の氏名、住所、電話番号、携帯電話番号及びメールアドレス」であることが認められ、これらの情報が条例第7条第2号但書ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しない。

次に、同項但書ハは「当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該行政情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、開示しない個人に関する情報から除外することを定めているところ、これは個人に関する情報の主体が公務員である場合の取扱いについて定めたものである。上記「個人の氏名、住所、電話番号、携帯電話番号及びメールアドレス」の情報主体は、公務員たる区職員ではなく一般区民であるため、当該

非開示情報は、条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当し、これらの情報が同項但書八を適用し開示されることは認められない。

最後に、実施機関において、本件審査請求が受理された後に対象文書であることが判明し、その後、当審査会に提出された、「追加文書」の審査も加える。当審査会が見分したところ、当該文書は、新型コロナウイルス感染症発生届、感染症発生受理票等で構成されていた。これらの文書は、各医療機関から実施機関に提出されたものや、東京都から提供を受けた情報が含まれているものであったが、これらの中には、個人の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、症状、診断方法等が詳細に記載されており、これらの情報は新型コロナウイルス感染症に関する個人の機微な情報であることから、当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの若しくは識別し得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当すると認められる。

また、実施機関が各医療機関や東京都から情報提供を受けている情報が含まれていることから、条例第7条第2号(個人に関する情報)のみならず、公にすることにより、関係機関の信頼を損ねる結果を招きかねず、実施機関の感染症予防事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号(行政運営情報)に該当すると認められる。

実施機関において当該情報は、第7条第2号(個人に関する情報)であることを主張しているが、上記のとおり、当審査会としては、同号の適用はもとより、条例第7条第6号(行政運営情報)に該当する非開示情報であると判断する。

#### (4) 本件審査請求対象文書 ~ の条例第7条第5号及び第6号の該当性について 違法・不当の判断基準時

本件審査請求対象文書 ~ に関する処分の違法・不当の判断は、請求人の迅速な権利救済及び行政運営の適正の確保の観点から答申時を基準として行う。すなわち、当該文書開示の可否は、利益衡量により判断するが、その要素には、開示による支障(非開示による公益)が含まれており、それは、後述のとおり、時の経過とともに変化したと考えられるからである。

##### 条例第7条第5号及び第6号の該当性について

条例第7条第5号は、開示請求に係る行政情報に「実施機関・・・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、・・・不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」が記録されている場合、非開示とすることを定めている。そして、「不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある」か否かの判断は、当該情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、それによる支障が看過しえない程度かどうか、すなわち、法的保護に価する蓋然性があるかどうかについて、当該情報の性質に照らし、開示による利益と支障(非開示による利益)の比較衡量による。

条例第7条第6号は、開示請求に係る行政情報に「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が記録されている場合、非開示とすることを定めている。「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」か否かの判断は、当該情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、それによる当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものであるかどうかについて、当該事務又は事業の法的根拠、趣旨目的、その達成手段等に照らし、開示による利益（公益上の義務的開示の必要性を含む）と支障（非開示による利益）の比較衡量による。「支障」の程度は、実質的なものでなければならず、「おそれ」は、抽象的な可能性ではなく、法的保護に価する蓋然性という定性的基準である。

さらに、世田谷区は、東京都の特別区のうち政令指定都市と同規模の最大の人口を有しているため、新型コロナウイルス感染症陽性者数について、区内の地域別情報を調製している。

これを踏まえ、当審査会が本件審査請求対象文書～を見分したところ、当審査会は、本件答申時において、非開示部分（以下「地域別陽性者情報」という。）は、条例第7条第5号及び第6号に該当しないと判断した。その理由は、以下のとおりである。

なお、処分時（令和2年6月26日）において、地域別陽性者情報は、条例第7条第5号及び第6号に該当すると認められる。

条例第7条第6号には該当しないが、条例第7条第5号に該当するとの委員意見があったことも付記する。

答申時において地域別陽性者情報が条例第7条第5号に該当しないと判断した理由

答申時においては、処分時と比較して区民の新型コロナウイルス感染症に関する理解や受け止め方は、大きく変化していると考えられる。1年以上前の地域別陽性者数の開示によって「不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ」といった支障は低減しており、開示の利益が支障を上回る。さらに、当審査会は、答申時における公開情報（以下、世田谷区のウェブサイト参照）によれば、「地域別感染者数の推移」としてグラフが掲載されており、それによれば、正確な数等は、明らかではないが、およその数が看取できることを確認している。

[https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/001/001/004/d00185364\\_d/fil/kannsenjoukyou.pdf](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/001/001/004/d00185364_d/fil/kannsenjoukyou.pdf)

（令和3年10月4日確認）

したがって、答申時において、地域別陽性者情報は、条例第7条第5号に該当しない。

処分時において地域別陽性者情報が条例第7条第5号に該当すると判断した理由

これに対して、処分時においては、上記と同一の状況であるとは考えられず、

陽性者数が条例第7条第5号に該当すると認められる。

まず、当審査会は、当該情報が事実であり実施機関等による評価ではないことを確認した。しかしながら、条例第7条第5号の解釈において、事実と評価を区別し、事実について原則公表とすることは、参照すべき基準ではあるが、絶対的な区別・基準ではないことを考慮するとこれをもって開示すべき情報であると直ちに結論づけることはできない。

条例の目的が「行政情報の開示を請求する区民の権利を明らかにし、区民の知る権利を保障するとともに、情報の公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって区が区政に関し区民に説明する責務を全うするようにし、区民の区政参加を推進し、区民との信頼関係の下に公正で開かれた区政を実現すること」(第1条)であるとすれば、その目的のために、情報公開制度が適切に機能すればよいのであって、処分時に公益との利益衡量により、たとえ一時的に当該情報が公開されなくても、後の適切な時機にそれが公開されることになれば、上記条例の主たる目的は達成されると考える。すなわち、情報公開によって行政運営の適正さについて遡及的に検証することができることとなる。

さらに、行政情報がいったん開示されるとその支障が顕在化したとしても、もはやそれを遡及的に開示しなかったことにすることはできないという情報開示の特性にも留意する必要がある。

処分時(令和2年6月26日)においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)以降、ほぼ1箇月ごとに基本方針が明らかにされることにより、新型コロナウイルス感染症の特性や対応などが徐々に明らかにされていたところではあるが、第1回緊急事態宣言(令和2年4月7日から同年5月25日まで)が発出されるなど、実施機関の主張するとおり、当該情報の不当な差別や偏見が助長される「おそれ」は、あったと思われる(その状況は、同宣言の終了によって直ちに消滅するわけではなく、時間の経過とともに変化する)。

処分時におけるこのような状況は、答申時までに相当程度改善していると思われるが、情報開示後に原状回復できないという情報の特質を踏まえると、処分時において、開示による支障が開示の利益を上回ると認められる。

答申時において地域別陽性者情報が条例第7条第6号に該当しないと判断した理由

で述べたとおり、答申時の社会的状況は、処分時より変化している。まず、答申時においては、民間機関による自主的検査数が行政検査数と同程度の数になっていることから行政検査数の多寡が処分時に比較して重要な意味を持たなくなっている。次に、罹患して重症化のおそれがあっても入院できない事例が増えていることや後遺症の残る事例が報告されているため、処分時に比べて区民(国民)がより積極的に検査を受けようになり、陽性の結果にも冷静に対応できるようになっているといえる。このため、答申時においては、1年以上前の地域別陽性者数の開示により相談の差し控えや調査拒否が頻繁に生じることにより「実

施機関の感染症予防事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」は、抽象的なものにとどまり、法的保護に値する蓋然性があるとは、認められない。答申時には、地域別陽性者数開示の利益は、開示の支障を上回ると考えられる。

処分時において地域別陽性者情報が条例第7条第6号に該当すると判断した理由

これに対して、で述べたとおり、処分時においては、答申時と同一の状況であるとは考えられず、地域別陽性者情報は、条例第7条第6号に該当すると認められる。

特に、処分時の記載の社会状況においては、地域別陽性者情報開示により、相談の差し控えや調査拒否により感染経路調査に支障をきたすおそれは、十分考えられたのであり、地域別陽性者数開示による支障が開示の利益を上回ると考えられる。

よって、上記～の理由から、本件処分により本件審査請求対象文書～のうち、非開示とした部分は、開示すべきである。

#### (5) 本件審査請求対象文書の条例第7条第5号及び第6号の該当性について

「地域外来・検査センター実施状況調査票一式(令和2年5月分)」について、請求人は、条例第7条第5号及び第6号の規定により非開示になっている部分が多いだけでなく、その根拠となる基礎情報、一次情報が示されず、事実関係が不明となり、不当に区民に不安を抱かせるので、条例第7条第5号に該当しないこととともに、隠蔽することにより、適正、公正な調査研究を阻害し、健全な社会活動や生活が実現できなくなるので、条例第7条第6号に該当することはない旨、主張している。

他方、実施機関は、区が実施するPCR検査につき各日の検査状況を示す当該文書のうち、令和2年5月1日～同月11日の調査分については、現時点においても、区内医療機関における区民の検査数を把握できていないことから、区のホームページにおいてもPCR検査数を公開しておらず、当該非開示情報を開示すると、区が実施する検査数のみを公にすることとなり、区内の検査実施状況が実態よりも少ないと区民から誤解されるおそれがあるとしている。その結果、すでに新型コロナウイルス感染症に関して不安を感じている区民に対して、不安を必要以上に増大させ、区や医療機関へ問い合わせし、真に問い合わせが必要な区民の通信連絡手段を阻害するなどの区の感染症予防事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあると主張している。

この点について、当審査会においては、たしかに、現時点においても実施機関が把握できていないことから公にしていないPCR検査数について、公にすることにより、区民の間で混乱を招きかねない事態を生じさせ、その結果、実施機関の感染症予防事務の適正な遂行に支障を生じさせる多少の可能性は否定し得ない。しかしながら、条例第5条(審議、検討又は協議に関する情報)及び条例第7条第6号(行政運営情報)が規定する「おそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が認められなければならないものである。本件では、実施機関の主張する「おそれ」

は、抽象的なおそれの域を脱しないことから、当審査会は当該蓋然性を認めることはできない。

よって、本件処分により本件審査請求対象文書 で非開示とした部分は、開示すべきである。

(6) 本件審査請求対象文書 及び の文書不存在について

請求人は、「行政情報開示請求受付第64号に関わり、担当、判断、承認等を行った区長を含む公職者氏名と役割の記録」及び「行政情報開示請求受付第64号に関わった担当者、管理、承認、棄却、却下等及びそれらの日時を示す記録」について、開示されないことにより、適正性、透明性が阻害され、プロセスの検証ができないので、世田谷区公文書管理条例第1条及び第4条に反するとともに、非作成であれば、後日作成して開示すること等を求めている。

そもそも、条例に基づく開示請求の対象となり得る文書は、開示請求日時点で存在していることが前提である。開示請求日時点で作成されていない文書を、開示請求日後に実施機関に求める行為は開示請求制度で対応する範囲を超えており、実施機関が請求人に対して、任意に情報提供をするか否かに関することである。

いずれにせよ、請求人が求める当該情報については、実施機関において本件請求を受け付けた時点では存在しないため、請求人の主張は認められない。

(7) 本件審査請求対象文書 及び の全部開示文書の開示の適否について

請求人は、「保健所内電話対応件数に係る文書」及び「新型コロナウイルス感染症 総括表(1~5月分)(2020/5/12 15時現在)のうち、「1 新型コロナウイルス感染症検査件数」及び「2 検査済の内訳」の部分」の2点のいずれについても、元の情報、一次情報を開示することを求めている。

まず、「保健所内電話対応件数に係る文書」については、実施機関が主張しているとおり、これは、本件処分で実施機関が対象にした、「新型C o V帰国者・接触者電話相談センター聞取り票(令和2年4月6日から同年5月29日まで受付分)」であることが認められる。よって、請求人が主張する「原始情報、一次情報」は本件処分を対象にしたうえで条例第7条第2号(個人に関する情報)によって非開示としているものである。同号に基づく本件処分の妥当性については、上記で述べたとおりである。

次に、「新型コロナウイルス感染症 総括表(1~5月分)(2020/5/12 15時現在)のうち、「1 新型コロナウイルス感染症検査件数」及び「2 検査済の内訳」の部分」については、当該情報の保有主体が実施機関ではなく、国であり、実施機関が保有しているものではないことから本件処分が行われている。よって、請求人の主張は認められない。

したがって、以下、大林委員意見があるほか、「1 審査会の結論」のように判断する。

(大林委員意見)

私は、本件審査請求対象文書 ~ に関する判断につき、本件答申(以下「多数意見」という。)と結論を同じくするが、その理由が大きく異なるので、以下に意見を述べる。多数意見は、実施機関の非開示決定(原処分)については妥当であったものの、答申時においては時の経過によって当該情報は開示すべき内容になったと判断した。これに対し、私は原処分自体が妥当でなく、原処分時においても本件審査請求対象文書 ~ を開示すべきであったと考える。

本件審査請求対象文書 ~ には世田谷区の管轄区域内の陽性者の割合を示した表や数字が掲載されている。実施機関は、これらの情報を開示すると、区民の不当な混乱を招くおそれがあるとして条例第7条第5号の非開示事由に該当するとし、また行政運営情報に支障をもたらすおそれがあるとして条例第7条第6号の非開示事由に該当するとして非開示の決定を行った。しかし、そもそも情報公開制度は開示を原則とする制度であり、抽象的なおそれを理由に条例第7条第5号や第7条第6号に該当するとの判断を行うべきではないこと、また感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第3条第1項は国や地方公共団体に「感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進」を求めており、可能な限り関連情報を開示することが要請されることを踏まえると、本件においては、いずれのおそれの内容も抽象的にすぎ、また開示することの利益と開示することによって失われる利益との比較衡量が適切に行われていないため、非開示事由に該当するとはいえないと考える。以下、条例第7条第5号及び条例第7条第6号該当性について意見を述べる。

## 1 条例第7条第5号該当性について

### (1) おそれの抽象性

条例第7条第5号に該当するためには、当該情報の開示によって不当な差別や偏見などの混乱が生じるおそれがあるが、そのおそれの内容が抽象的にすぎず、ある程度蓋然性が存在するものでなければならない。

実施機関の弁明書によれば、本件審査請求対象文書 ~ を開示すると世田谷区内の陽性者の多い地域の区民に対する不当な差別や偏見が助長されて区民の間に不当に混乱が生じてしまうおそれがあるという。しかし、その説明だけではおそれの内容が抽象的にすぎ、条例第7条第5号に該当するとはいえないので、当審査会における実施機関の説明や弁明書補足資料、当審査会における議論を補足的に活用しながら、おそれの有無を検討する。

実施機関によれば、特定施設の出入事業者からどの地域のどの施設が危ないか教えてほしいという問い合わせがあったことから不当な差別や偏見が助長されるおそれがあるという。具体的にどのような差別や偏見が生じるのかは必ずしも明らかではないが、その趣旨を具体化すれば、地域別陽性者割合を開示すると、事業者が陽性者の多い地域にある施設との取引を嫌がることになるなどの事態が発生し、不当な差別や偏見などの混乱が生じるおそれを想定していると思われる。しか

しながら、その問い合わせだけをもって不当に混乱が生じるおそれがあるとはいえない。そもそも一件の問い合わせをもって、多くの区民又は事業者が同様の懸念を持っているとは考えられない。また、問い合わせにあるように、それは特定の危険な施設名を知りたいと考えているのであって、地域別陽性者割合を出したところで特定の施設名が明らかになるわけではない。事業者であれば当該地域さえわかれば取引をしている施設をある程度絞ることができると思うこともできるかもしれないが、地域別陽性者割合を開示しても当該施設で陽性者が発生しているかどうかは明らかになるわけではないので、この問い合わせをもって不当な差別や偏見などの混乱が生じるおそれがあるとはいえない。

また、実施機関の弁明書によれば、感染拡大初期に保育園の職員に陽性者が出たことにつき、園の事業者が園名を公表した結果、報道や取材が過熱したことから、区民の混乱を招いてしまったケースを例に挙げ、当該情報を開示することにより不当な差別や偏見などの混乱が生じるおそれの理由の1つとしている。しかし、これは個別の施設名を出した結果生じた混乱であり、この事例をもって、地域別陽性者割合を開示することで類似の混乱が生じると考えることはできない。

このように、実施機関が提示する例は特定の施設名に関する情報を開示することによって生じる不当な差別や偏見のおそれであり、それをもって地域別陽性者割合を開示することにも当てはまるとするのは無理があるといわざるをえない。

さらに、実施機関が提出した意見書によれば、当該情報が開示されると世田谷区内でどの程度陽性者が発生しているかを把握できてしまい、それによって陽性者探しが始まってしまふことを懸念している。しかし、人口が極端に少ない場合やよほど狭い地域でない限り、陽性者の数を明らかにしても、具体的に誰が感染しているかを特定することは容易ではない。世田谷区は90万人以上という、東京都内で最大の人口を抱え、面積も約58km<sup>2</sup>あり、東京都特別区内で2番目の広さを有している。人口及び面積が最も少ない烏山地域でも約12万人の人口と約8km<sup>2</sup>の面積を有しており、これは千代田区（約7万人、約12km<sup>2</sup>）や中央区（約17万人、約10km<sup>2</sup>）とほとんど変わらない。この中から陽性者の数だけを基に陽性者を特定することは困難であるといわざるをえない。また、他の情報と照合してそれが明らかになるという事情も本件では明らかにされていない。

もちろん、本件では、実際に個人を特定できるかどうかではなく、陽性者数を基に陽性者探しが始まってしまふなどの混乱を招くおそれが問題になっているわけであるが、個人の特定制が現実的に困難である以上、地域別陽性者割合を開示したことに端を発し陽性者探しが始まるとは想定し難い。換言すれば、千代田区や中央区などの東京都の1つの区の陽性者数を開示しただけでそれを契機に陽性者探しが始まるとは考えられないのと同様である。そのようなおそれが認められるためには、少なくとも、同じような人口及び面積を有する地域で当該情報を出したことにより実際に陽性者探しが行われているという事実や、世田谷区の管轄内の陽性者数の内訳の問い合わせが区役所に多く寄せられているなどの事情が存在しなければならぬ。しかし、そのような事実は提示されておらず、実施機関が考えるおそ

れは抽象的又は感覚的なものであり、条例第7条第5号該当性を満たすほどのおそれになっているとはいえない。仮に、パンデミックの状況下では抽象的なおそれがあれば足りるという考え方もあるかもしれないが、本件請求時点(令和2年5月29日)には一回目の緊急事態宣言も終了しており、要求されるおそれの程度を緩和するほどの事情があるとはいえない。

## (2) 比較衡量

条例第7条第5号に該当するためには、開示することの利益と開示によって被る不利益を比較衡量し、開示によって得られる公益を考慮してもなおそれを上回る不利益が存在しなければならない。しかし、実施機関は開示によって生じる不利益しか説明しておらず、この比較衡量に関する説明を行っていない。本件審査請求対象文書～の地域別陽性者割合は感染症の状況に関する情報であり、区民の関心が高く、公共性を帯びた情報である。さらに区民の生命や健康に密接に関する情報であり、開示する利益は大きい。一方、開示によって損なわれる利益は、陽性者の多い地域の区民に対する不当な差別や偏見が助長され、不当に混乱を招くというものである。もし、現実具体的に不当な差別や偏見が生じたり、あるいは陽性者探しを誘発したりするおそれが存在するのであれば、開示する不利益は看過し難いものであり、開示の公益性を上回ると考えられるが、先述したとおり、そのおそれは抽象的かつ感覚的なものにすぎない。そのため、開示することによって生じる不利益が開示の利益を上回るとはいえない。

また、抽象的なおそれの内容につき、当審査会の議論では、各地域の陽性者割合に関する情報を知ること、当該地域に行くのを控えるようになる人が出るのではないかという意見もあったので、それについても比較衡量を行うと、当該情報はむしろ区民が自らの生命や健康を守るために必要な情報であり、それによって地域をまたぐ往来が控えられるようになるという不利益が生じるとしても、生命や健康を守ることの方が重要であると考えられる。したがって、そのことを理由に開示することによって生じる不利益が開示の利益を上回るとはいえない。

他に、地域別陽性者割合が明らかになると、陽性者が多い割合の地域の人自らの地域に入ってくるのを嫌がる人が増え、ひいては差別などが生じるなど、不当に混乱を招くおそれがあるという懸念も考えられるかもしれない。しかし、地域内で自動車のナンバーが異なるわけではなく、通常は他の地域の人を峻別することは困難である。たとえば、ある地域の陽性者数だけが爆発的に増加して全国的にも突出しているといった事情が存在する場合や人口がきわめて少ない閉鎖的な地域である場合は別として、陽性者が出た施設ならまだしも地域別陽性者割合を開示しただけで、少なくとも東京都内で不当な混乱を惹起するおそれがあるとは考えられない。

また、多数意見は、処分時には不当に混乱が生じてしまうおそれがあったが、答申時にはもはやそのようなおそれがないとするが、具体的にどのようなおそれがあったのか、時の経過によっていかなる変化が生じたのか、いつその変化が起きたのかなどを明らかにしていない。それが明らかにされない以上、処分時から

そのようなおそれがあったとは考えられない。

したがって、本件審査請求対象文書 ～ は条例第 7 条第 5 号の非開示事由に該当しない。

## 2 条例第 7 条第 6 号該当性について

### ( 1 ) おそれの蓋然性

条例第 7 条第 6 号に該当するためには、当該情報の開示によって不当な差別や偏見などの混乱が生じるおそれがないが、そのおそれの内容が抽象的すぎたはならず、ある程度蓋然性が存在するものでなければならない。

実施機関の意見書によれば、本件審査請求対象文書 ～ を開示すると、事業者が陽性者割合の高い施設での作業や納品を拒否する事態が発生して区の業務が適切に執行できなくなり、感染者が発生した地域や施設の詳細情報が明らかになる危険性を理由に相談の差し控えや調査拒否を行うようになって必要な情報を入手できなくなり、感染経路を追えなくなるなど必要な感染症対策事務の遂行に支障が生じるおそれがあるという。

まず、 の点についてであるが、これは先述した施設の搬入業者の問い合わせの電話があったことに依拠したものであると想定される。しかしながら、搬入業者からどの地域のどの施設が危険なのかを教えてほしいという問い合わせがあったからといって、事業者が陽性者割合の高い施設での作業や納品を拒否する事態が発生することになるとはいえない。たしかに、そのような問い合わせには危険な施設に対する警戒の念が含まれているように思われるが、その情報を基にどのような対応を行うかは想像の域を出ないものであって、作業や納品を拒否する事態にまで至ると断定することはできない。このような抽象的なおそれをもって情報の非開示を認めてしまうと、多くの事例において非開示を認めてしまうことになり、原則開示の情報公開制度の趣旨に反する。仮に、当時においてはそのようなおそれを予期するだけの状況があったと考えとしても、地域別陽性者割合の情報が危険な施設と直結するわけではない。それはあくまで地域別の割合であり、当該施設が危険であることまでをも示すわけではないからである。そのため、本件審査請求対象文書 ～ を開示したからといって、事業者が陽性者割合の高い施設での作業や納品を拒否する事態が発生して区の業務が適切に執行できなくなるとはいえない。

次に、 の点については、地域別陽性者割合を開示すると、感染者が発生した地域や施設の詳細情報が明らかになることを懸念して、区民が相談しなくなったり調査を拒否したりするようになり、感染対策に支障をもたらすというおそれである。たしかに地域別陽性者割合は感染者が発生した地域を明らかにする情報であるが、それによって個人が特定されたり不利益が生じたりするわけではない。ましてや、地域別陽性者割合が開示されたからといって、施設の詳細情報が明らかになるわけではなく、事実認識としても問題がある。少なくとも、個人や施設が特定されない以上、区民が相談しなくなったり調査を拒否したりするようになるとはい

えない。

また、問い合わせの電話が殺到するのではないかという懸念もありうる。しかしながら、当該対象文書の開示によって行政運営に支障をもたらすほどの問い合わせが殺到するとは考えられず、おそれの蓋然性が低いといわざるをえない。たしかに、コロナ禍においては保健所の職員が業務に忙殺され、また様々な問い合わせが存在したことは広く知られている事実であるといえる。そのため、本件審査請求対象文書～を開示したことにより、問い合わせが殺到する場合にはそれによって実施機関の業務に支障が生じるおそれがあることは理解できる。しかし、そのような問い合わせを行うと予想される者は、そもそも地域別陽性者割合の情報が開示されていないければ、その情報自体を問い合わせることが予想されるが、実施機関はそのような問い合わせがあったことを示していない。

それ以外には、より詳細なデータの有無を尋ねる問い合わせ、地域により陽性者数に差があることの理由の問い合わせ、陽性者が多い地域には行かない方がいいのかなどの問い合わせ等が予想されなくはない。しかし、そのような問い合わせは当該情報を開示していなくても予想される問い合わせであり、当該情報を開示したことによって業務に支障が生じるほどの問い合わせが殺到するとは考えられない。仮にそのようなおそれがあるのであれば、実際にそうした事例のあった他の地域の例などを提示すべきであるが、それも提示されていないので、おそれの蓋然性が高いことを示す証拠が存在しない。

## (2) 比較衡量

条例第7条第6号の該当性を考える場合にも、開示することによって得られる利益と開示することによって損なわれる利益を比較衡量し、開示によって得られる公益を考慮してもなおそれを上回る不利益が存在しなければならない。条例第7条第5号の該当性においても検討したように、本件審査請求対象文書～の地域別陽性者割合は感染症の状況に関する情報であり、区民の関心が高く、公共性を帯びた情報である。区民は当該情報を知ることによって現状を理解したり、感染症対策について気を引き締めたりすることも予想され、それは区民の生命や健康に密接に関する重要な情報であるといえる。一方、開示によって損なわれる利益は、実施機関の意見書が示すように、一度不当な差別や混乱が生じてしまうと、以前の状態に回復させることが困難であり、開示によって区民に重大な影響をもたらす不利益である。

たしかに、実施機関が主張するように、一度情報を開示してしまうと、それによって生じる不利益を回復することは困難である。しかしながら、当該情報は区民の生命や健康に関わる重要な情報であることを踏まえると、必要な情報が開示されなければ、区民の利益は回復困難な不利益を被ることになる。つまり、回復困難な点は情報開示によってのみ惹起されるものでなく、情報非開示によっても引き起こされるものである。

また、実施機関は情報開示による不利益のみを提示するだけで、情報を開示することによる利益を挙げておらず、必要な比較衡量を行ったかどうかを示す証拠が

ない。そのため、この点について比較衡量を行った上で判断する必要がある。

たしかに、事業者が作業や納品を拒否する事態や区民が相談や調査を拒否する事態が発生すれば、区の業務に支障が生じ、それは大きな不利益となる。実際、保健所の業務に支障が生じてしまうと、区民の治療等にも支障が生じるおそれがあり、区民の生命や健康が危険にさらされてしまうおそれがある。しかし、先述したとおり、そのおそれは抽象的にすぎ、そのような不利益が発生するとはいえない。一方、生命や健康に関する当該情報は区民にとって重要な利益であり、情報が開示されなければ、区民は生命や健康に関する情報を得ることができず、確実に不利益を被る。そのため、比較衡量を行うと、当該情報を開示する利益が開示することによって損なわれる利益を上回ると考えられる。

また、問い合わせの殺到によって生じる不利益については、実施機関の業務にも優先順位があるはずであり、仮に問い合わせが殺到したとしても、より国民の生命や健康に関わる事項を優先して対応することが予想される。問い合わせに割ける人的資源には自ずから限界があるはずであり、問い合わせの殺到によって業務が増えることは理解できるが、業務に支障が生じるとまで断定できない。そのため、問い合わせの殺到に関する不利益は、先述した開示によって得られる利益を上回るとはいえない。

したがって、本件審査請求対象文書 ～ は条例第7条第6号の非開示事由に該当しない。

### 3 結論

以上の理由により、本件審査請求対象文書 ～ は条例第7条第5号及び条例第7条第6号の非開示事由に該当せず、開示すべきであったと考える。

なお、私は感染症関連の情報が区民の生命や健康に関するからといって、必要以上に開示が要請されるとは考えていない。特にそれに関する個人情報には格段に慎重に取り扱うべきである。感染症法も差別や偏見につながってはならないことを定めており、その趣旨は十分に酌むべきである。実際、本件のような情報についても時、場所、状況によっては個人の特定につながりうるものであり、その判断は慎重に行うべきである。ゆえに本件において現場をよく知る実施機関が当時の状況を鑑みて慎重に判断したことは理解できるものであり、だからこそ多数意見も原処分時の判断を尊重したといえる。たしかに、原処分時において、パンデミック特有の雰囲気の下、陽性者に対して過敏に反応してしまう空気感があったようにも思われる。しかしながら、パンデミック下だからといって、そのような感覚的判断によって非開示事由のおそれの範囲を広げるべきではなく、そのような状況下であってもおそれの内容が抽象的すぎてはならない。以上の理由により、本件情報は開示すべき情報であったと考え、謹んで意見を申し上げます。

別表

文書名	開示すべき部分
区内陽性者週別動向（令和2年5月29日付）	「地域別状況」の表及びグラフの部分
区内陽性者累計情報（令和2年5月29日付）	「地域別状況」の表及び「地域別割合」のグラフの部分
基礎資料（2020年5月29日付）	「集計 地域ごと」の表の部分
地域外来・検査センター実施状況調査票一式（令和2年5月分）	令和2年5月12日より前の「総検査件数（a + b）」欄、「感染確認（15条）」欄及び「陰性確認（22条）検査件数（b）」欄の部分

5 審査会の経過

日付	審議経過
令和3年1月26日	（諮問第118号） ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和3年2月26日	（令和2年度第6回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
令和3年3月22日	（令和2年度第7回審査会） ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和3年4月19日	（令和3年度第1回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和3年5月17日	（令和3年度第2回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和3年6月21日	（令和3年度第3回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和3年7月12日	（令和3年度第4回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和3年8月16日	（令和3年度第5回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和3年9月27日	（令和3年度第6回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和3年10月4日	（答申第118号） ・審査庁（世田谷区長）に答申した。